

平成26年4月3日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一



出荷制限指示後の管理の考え方〔原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）〕の見直しについて

出荷制限指示後の管理の考え方〔原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）〕を、別紙のとおり見直したので、提出します。

変更点

- 原木生しいたけ（露地栽培）の出荷制限が指示されている栃木市において、「旧岩舟町を除く」とした記載を追加する。
- 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策として、原産地の表示を旧岩舟町から産出された原木しいたけは「旧岩舟町産」とし、生産者、JA、直売所、卸売市場等に対し、周知徹底を図ることを追加する。

変更の理由

- 平成26年4月5日に栃木市と岩舟町が合併し、栃木市となるため。

出荷制限指示後の管理の考え方
－原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）－

原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）の出荷管理については、関係市と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

なお、露地栽培の原木しいたけについて、今回出荷制限指示がなされない市町村であって、県が既に出荷自粛を要請している地域については、検査を実施し安全が確保されるまで当該自粛要請を優先するとともに、出荷自粛を要請していない地域についても、検査による安全確認後の出荷を徹底する。

また、施設栽培の原木しいたけについても、定期的な検査において基準値を超える地域は部分的であるものの、今後の検査の頻度を高くし安全を確保する。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町の協力を得て、原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）の出荷制限が指示された当該市町における生産者等に対し、また、宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町を除く）、真岡市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町及び那珂川町の協力を得て、原木生しいたけ（露地栽培）の出荷制限が指示された当該市町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町の原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）、宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町を除く）、真岡市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町及び那珂川町産の原木生しいたけ（露地栽培）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（原木露地栽培、施設栽培及び菌床栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町の原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）、宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町を除く）、真岡市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町及び那珂川町産の原木生しいたけ（露地栽培）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町以外から産出される原木生しいたけ（露地栽培及び施設栽培）については、J A、直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

なお、原産地の表示について、旧岩舟町から産出される原木しいたけは「旧岩舟町」とすることを、生産者、J A、直売所、卸売市場等に対し、周知徹底を図る。

これら取組が確実に行われるよう、流通拠点の巡回指導を行う。